

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年9月3日

兵庫県丹波市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			丹波市山南町小新屋地域	無	令和2年度～令和6年度	小新屋集落